

羽曳野市 2025 年日本国際博覧会 児童・生徒無料招待事業実施要綱

制 定 令和 6 年 7 月 1 日

最近改正 令和 7 年 4 月 11 日

(目的)

第 1 条 2025 年日本国際博覧会において、次世代を担う子どもたちが、世界の最先端技術や価値観などに直接触れる体験を重ねることで、新しい未来社会の創造に向け、自らの将来にチャレンジできるよう、羽曳野市在住の子どもたちに 2025 年日本国際博覧会のチケット ID(以下「チケット ID」という。)を配付するため、羽曳野市(以下「市」という。)において、羽曳野市 2025 年日本国際博覧会 児童・生徒無料招待事業(以下「本事業」という。)を実施することとし、大阪府 2025 年日本国際博覧会子ども招待事業(以下「府事業」という。)で構築するシステム等を利用し、大阪府(以下「府」という。)と市が連携して事業を実施するにあたり、本実施要綱を策定する。

(事業概要)

第 2 条 第 4 条に規定する配付対象者に対し、第 5 条に規定するチケット ID を配付する。

(定義)

第 3 条 この要綱において「万博 ID」とは、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)が提供する万博関連サービスに共通で使用するログイン ID をいう。

2 この要綱において「チケット ID」とは、2025 年日本国際博覧会の入場に必要となる 10 桁の ID であり、万博 ID に結び付けて有効化することができるものをいう。

3 この要綱において「こども招待 1 日券」とは、本事業で配付するチケット ID であり、会期中いつでも 1 回、入場可能な 2025 年日本国際博覧会の会場に入場することができるチケットとして有効化することができるものをいう。

4 この要綱において「招待夏パス」とは、本事業で配付するチケット ID であり、令和 7 年 7 月 19 日から令和 7 年 8 月 31 日まで、何度でも 2025 年日本国際博覧会の会場に入場することができるチケットとして有効化することができるものをいう。

(配付対象者)

第 4 条 本事業の配付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に適合する者とする。

- (1) 申請日において、市の区域内に居所を有している者
- (2) 平成 19 年 4 月 2 日から令和 3 年 4 月 1 日までに生まれた者
- (3) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者又は羽曳野市暴力団排除条例(平成 24 年羽曳野市条例第 17 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者

ウ 既に本事業又は本事業に準ずる他市町村実施事業において交付決定された者
(配付するチケット ID 等)

第 5 条 本事業において配付するチケット ID は、次の各号に掲げる配付対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 平成 22 年 4 月 2 日から令和 3 年 4 月 1 日までに生まれた者 配付対象者 1 人につき子ども招待 1 日券 1 枚
- (2) 平成 19 年 4 月 2 日から平成 22 年 4 月 1 日までに生まれた者 配付対象者 1 人につき子ども招待 1 日券又は招待夏パスのいずれか 1 枚

2 教育長は、申請者が申請した内容について、公的機関から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、氏名、生年月日及び住所(以下「本人確認情報」という。)を確認できるもの(以下「本人確認書類」という。)をもって同一の者であることを審査したのち、電子メール又は郵送により申請者を通じてチケット ID を配付する。

(申請者等)

第 6 条 本事業の申請者は、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、配付対象者を現に監護する者)、世帯主である配付対象者又は教育長が申請者として適当であると認める者とする。ただし、配付対象者が施設(別表 1 に掲げるものに限る。以下、同じ。)へ措置等がなされ、当該施設に入所している場合は施設の責任者(以下「施設長」という。)を申請者とし、里親(別表 2 に掲げるものに限る。以下、同じ。)へ措置等がなされている場合は里親を申請者とする。

- 2 申請者は、複数人の配付対象者分をまとめた申請(以下「複数人申請」という。)をすることができる。
- 3 申請者は、本事業に係る申請と合わせて府事業に係る申請(以下「一括申請」という。)をすることができる。また、本事業及び府事業の配付対象者が同一の場合は、大阪府知事(以下「知事」という。)が当該配付対象者の本人確認書類等による審査(以下「一括審査」という。)を行うことをもって、本事業の当該配付対象者の審査が行われたものとする。
- 4 申請は、教育長が指定するインターネット上の特設 Web サイト内に設置する電子申請システム(以下「申請システム」という。)により行うこととし、それにより難い場合は郵送申請書(様式第 1 号)の提出により行うこととする。ただし、申請者が施設長の場合は、第 7 項に規定する方法によることとする。
- 5 申請にあたり施設長を除く申請者は、申請者及び配付対象者の本人確認書類として次の各号に掲げるいずれかの写しを添付しなければならない。ただし、世帯主である配付対象者は、自身の住民票(世帯主及び続柄が記載され、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもので 3 か月以内に発行されたもの)等の写しを添付しなければならない。
 - (1) 本人確認情報が記載された個人番号カード、住民票(世帯主及び続柄が記載され、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもので 3 か月以内に発行されたもの)、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書又は国民健康保険若しくは健康保険等の医療保険の被保険者証若しくは資格確認書
 - (2) その他教育長が前号に準ずるものとして特に認めるもの
- 6 里親が申請する場合は、前項各号に掲げる書類に加え、大阪府はぐくみホーム(養育里親)証明書、大阪府養子縁組里親証明書、大阪府専門里親証明書、「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等にかかる医療の給付に関する取扱いについて」に定める受診券又は里親であることが確認できる証明書の写しを添付しなければならない。
- 7 施設長が申請する場合は、施設に入所している配付対象者の氏名及び生年月日について入所(委託)措置通知書等による確認を行った上で、施設用申請書(様式第 2 号)及び配付対象者一覧表(様式第 3 号)を提出しなければならない。
- 8 申請受付期間は、次の各号に掲げるチケット ID の区分に応じ、それぞれ当該各号に

定める期間とする。

(1) こども招待 1 日券 令和 6 年 9 月 13 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(2) 招待夏パス 令和 6 年 9 月 13 日から令和 7 年 8 月 20 日まで

9 前項の規定にかかわらず、郵送による申請については、次の各号に掲げるチケット ID の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日の消印が押印されているものを受け付けることとする。

(1) こども招待 1 日券 令和 6 年 9 月 13 日から令和 7 年 9 月 12 日までのいずれかの日

(2) 招待夏パス 令和 6 年 9 月 13 日から令和 7 年 8 月 18 日までのいずれかの日
(交付決定等)

第 7 条 教育長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、決定権者として、配付対象であると認めるときは交付決定し、配付対象でないと認めるときは不交付決定する(交付決定及び不交付決定を以下「決定」という。)ものとする。

2 府事業の配付対象者に該当する者については知事が決定権者として、決定するものとする。

3 複数人申請又は一括申請をした者には、各決定権者の決定後に審査結果をまとめて通知する。ただし、各決定権者の決定時期に差異がある場合は、決定したものから通知し、同通知に各決定権者の決定通知時期が異なる旨を明示する。

4 教育長は、申請者が申請した内容に不備があると認めるときは、申請者に対し、その補正を求めるものとする。ただし、軽微な不備については、職権で補正することができるものとする。

(交付決定等の通知)

第 8 条 市長は、教育長が前条に規定する交付決定を行った場合、チケット ID 交付決定通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する不交付決定を行った場合は、不交付の理由を付してチケット ID 不交付決定通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

3 前 2 項及び次条に規定する通知は、同通知内容を電子メール本文に記載し送信することによって行うものとする。ただし、郵送申請書の提出による申請があった場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し等)

第 9 条 教育長は、交付決定を受けた者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、交付決定を取り消すことができるとともに、本事業に損害を与えたときは、損害の賠償を請求することができる。交付決定を取り消した場合は、チケット ID 交付取消決定通知書(様式第 6 号)により通知するものとする。この場合において、チケット ID の無効化を博覧会協会に対して依頼することができる。

- (1) 第 4 条に規定する要件に該当していなかった場合
- (2) チケット ID を配付対象者以外に譲渡した場合
- (3) チケット ID を不正に取得した場合
- (4) チケット ID を他人に交換・売却し、利益を得た場合
- (5) チケット ID を担保に供し、又は質入れを行った場合
- (6) チケット ID の取得や使用等に関して詐欺等の犯罪行為を行った場合
- (7) その他この要綱に反する行為等、教育長が不当と認める行為を行った場合

2 教育長は、不交付決定を受けた者が第 4 条に規定する要件に該当していた場合、不交付決定を取り消すことができるものとし、チケット ID 交付決定通知書(様式第 4 号)により通知することをもって不交付決定を取り消したものとみなす。

(調査等)

第 10 条 本事業において教育長が必要と認める場合は調査することができる。

2 前項の調査に応じない場合、教育長は、第 7 条に規定する不交付決定又は前条に規定する交付決定の取消し等を行うことができる。

(紛争の解決等)

第 11 条 配付したチケット ID の盗難・紛失・滅失に対して、教育長は一切責任を負わない。

2 申請者又は配付対象者と博覧会協会との間での苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、教育長は一切責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 教育長は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年大阪府条例第 60 号)、羽曳野市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年羽曳野市条例第 1 号)その他法令を遵守するとともに、個人情報保護に係る適切な措置を講じることとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に規定するもののほか、本事業に関して必要な事項は、教育長が別途規定する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 5 項第 1 号の改正規定は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。

別表 1

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業に係る施設
同法同条第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業に係る施設
同法第 7 条第 2 項に規定する指定発達支援医療機関
同法第 37 条に規定する乳児院
同法第 41 条に規定する児童養護施設
同法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設
同法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設
同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設
同法第 44 条に規定する児童自立支援施設

別表 2

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親
同法同条第 2 号に規定する養子縁組里親